

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものの成分規格設定等検討項目

物質名（分類） ＜評価値の位置づけ＞	食品安全委員会 の評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	CODEX ナチュラルミネラル ウォーター規格	基準値案 (現行基準)
<p>水銀（総水銀） （金属類）</p> <p>＜健康＞</p>	<p>＜非発がん性＞</p> <p>ラットの 6 か月間強制経口投与試験における腎重量の増加に基づく、最小毒性量 (LOAEL) は 0.23 mg/kg 体重/日 (水銀として) であり、これに不確実係数 300 (種差 10、個体差 10、より慢性に近い 6 か月間の亜急性試験の LOAEL を使用していること及び臓器重量のみの変動ではあるが病理組織学的に捉えにくい変化を反映している可能性を考慮した 3) を適用して、0.7 µg/kg 体重/日と算出した。</p> <p><u>TDI : 0.7 µg/kg 体重/日 (水銀として)</u></p> <p>(不確実係数 : 300)</p> <p>※一般的に飲料水中に存在する水銀については、ほぼ全て Hg²⁺の形と考えられていることから、評価の対象を無機水銀とした。</p> <p>＜発がん性＞</p> <p>人では十分な証拠は得られていない。しかし、塩化水銀 (Ⅱ) の強制経口投与によってラットの前胃と甲状腺に弱い発がん性を示したとする限定的な証拠があることから、発がん性の可能性も含めた</p>	<p>平成 4 年に水銀の水質基準が、検出されないことと設定され、当時の検出限界値である 0.0005 mg/L が評価値とされた。平成 15 年度の水質基準の見直しの際、安全性と基準継続性の観点から、平成 4 年設定の評価値を維持して 0.0005mg/L とされた。平成 25 年開催厚生科学審議会生活環境水道部会資料にて平成 24 年に答申された食品健康影響評価を用いて再度検討したが、最終的には上記の結論となっている。</p> <p><u>評価値 : 0.0005 mg/L (=水質基準値)</u></p> <p>＜水道法に基づく検査方法＞</p> <p>還元気化—原子吸光光度法</p>	<p>水銀 : 0.001 mg/L</p>	<p><u>0.0005 mg/L</u></p> <p>(0.0005 mg/L)</p> <p>水質基準値の <u>100%である濃度</u> <u>0.0005mg/L の水を体重 50kg の人が 1 日あたり 2L 摂水した場合、1 日あたり体重 1 kg あたりの摂取量は、</u> <u>0.02 µg/kg 体重/日となる。</u></p>

物質名（分類） ＜評価値の位置づけ＞	食品安全委員会 の評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	CODEX ナチュラルミネラル ウォーター規格	基準値案 （現行基準）
	<p>評価を行った。ラットを用いた2年間慢性毒性発がん性試験における雄での前胃扁平上皮乳頭腫及び甲状腺癌に基づく、無毒性量（NOAEL）は1.9 mg/kg 体重/日であり、これに不確実係数1000（種差10、個体差10、発がん性の可能性10）を適用して算出した。</p> <p><u>TDI：1.9 µg/kg 体重/日</u> （不確実係数：1000）</p>			